

令和6年度群馬県起業支援金Q&A

令和6年4月1日版

群馬県起業支援金事務局

群馬県起業支援金 Q&A		
1. 補助対象者について	Q	A
Q1-1	産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援とは何ですか。	産業競争力強化法では、地域の起業を促進させるため、市町村が民間事業者等と連携し創業支援を行う取組(創業支援等事業計画)を国が認定しています。 本県では、34市町村が認定を受けています。詳細は、起業を予定する市町村の窓口へお問い合わせください。
Q1-2	産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援を受けることを証明する書類として、どのような書類が必要ですか。	応募必要書類にもあります各市町村が発行する「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」で確認します。確認書の発行については起業予定地の市町村の窓口へお問い合わせ下さい。 ※事業承継・第二創業する者は「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」は必要ありません。
Q1-3	年齢や性別の制限はありますか。年齢や性別で有利不利はありますか。	年齢や性別による応募の制限はありません。

Q1-4	補助対象者が、起業地の市町村において、産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援を受ける人に限られているのは何故ですか。	本補助金は、地域課題の解決に資する社会的事業を対象としており、地域の実情をよく知る市町村の起業支援を受けることが有効と考えております。
Q1-5	特定非営利活動法人や一般社団法人の設立は対象になりますか。	創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人や一般社団法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていることに鑑み、応募対象者に含めております。(公募要項2. 補助対象者(1))ただし、特定非営利活動法人、一般社団法人での実施は、収益事業として実施する場合があります。
Q1-6	外国人の応募は可能ですか。	外国人の方でも応募は可能です。応募書類の住民票は「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了日」「住民基本台帳法30条の45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。但し、創業時(法人設立、個人開業)に「日本人の配偶者」「永住者」「永住者の配偶者」「定住者」のビザがない場合は、「経営・管理ビザ」が必要となりますので、予め確認をしておいてください。補助対象期間内に起業ができない場合は、補助対象者の要件を満たしていないと判断します。
Q1-7	事業実施地が決まっていないと応募はできないのですか。	市町村は決定しておく必要があります。
Q1-8	「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」は、どこで発行してもらえますか。	起業予定地の市町村創業担当窓口にて事業計画書を提出し、確認書の発行を受けてください。確認書の発行までかかる日数など、市町村ごとに異なりますので、早めにご確認ください。
Q1-9	「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」が、応募締め切りに間に合わない場合、どうしたら良いですか。	応募時の提出必要書類となっておりますので、応募締め切りに間に合わせるようにしてください。
Q1-10	起業予定地以外の地域で産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援を受けても大丈夫ですか。	起業予定地の市町村で発行される確認書のみ有効ですので、他の市町村で受ける支援は対象外です。
Q1-11	既に起業(開業届提出済、法人設立登記済)していますが、今回の補助対象となりますか。	令和6年4月1日以降に起業される方が対象になります。 令和6年4月1日以降に新たな事業として、Society5.0関連業種等(IoTやAI等の技術利用)で事業承継又は第二創業する場合は対象になります。
Q1-12	現在、個人事業主ですが応募できますか。	既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行う者は対象となり得ます。 <応募対象となる方> ・令和6年4月1日以降に、開業された個人事業主の方 ・令和6年4月1日以降に、新たな事業として、Society5.0関連業種等(IoTやAI等の技術利用)で事業承継又は第二創業する方 ※補助事業期間内に個人事業主として創業し、引き続き期間内に法人化する場合は対象となります。 <応募対象とならない方> ・令和6年4月1日以前に、開業された個人事業主の方で個人事業主として引き続き事業を行う方 ・令和6年4月1日以前に、開業された個人事業主の方で補助事業期間内に同一の事業で法人(会社・特定非営利活動法人)化される方
Q1-13	これから起業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業しても良いですか。	起業しても差し支えありません。ただし、補助金の対象となる経費はあくまでも採択決定後に行う、補助金交付決定日以降の契約・支出のものに限られます。

Q1-14	法人も応募できますか。	応募主体は代表者の方個人となります。また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。
Q1-15	一度廃業しています。再チャレンジで応募することは可能ですか。	可能です。
Q1-16	次の場合は、対象となりますか。 ①個人事業主として病院を開業 ②フランチャイズチェーン店として起業	公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の対象となる事業など)でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象となります。ただし、本補助金の対象となる事業は、公募要項3. 補助対象事業、群馬県が地域再生計画において定める分野において、地域課題の解決に資する社会的事業であること、となっており、事業内容については審査において判断することとなりますので、応募書類「様式2 2. 事業内容」に記載してください。
Q1-17	業種に制限はありますか。	公募要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば対象となります。ただし、公募要項3. 補助対象事業において、群馬県が地域再生計画において定める分野において、地域課題の解決に資する社会的事業であることとされており、事業内容や収支計画等については審査において評価することとなります。
Q1-18	次の場合は、対象となりますか。 ①A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合 ②A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合 ③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合	①～③のいずれも新しい会社が設立されるので対象となりますが、申し込み主体は個人(会社設立後に代表者となる者)となります。例えば既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は、対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。単なる延長であるとみなされる場合は対象となりませんので、ご注意ください。 みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。 以下(1)～(3)はみなし大企業。 (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 (2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ※大企業とは、上記(1)～(3)で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。 ○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社 ○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
Q1-19	個人事業として起業した場合、起業を証明する書類は何が必要でしょうか。	起業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し(電子申請の場合「メール詳細(受信通知)」を受付印の代用として提出可)の提出が必要です。 事業の開始等の事実があった日から1ヶ月以内に提出したものとします。
Q1-20	特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。	特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁(都道府県又は政令指定都市)の認証が必要となります。(群馬県起業支援金の採択は、認証に関する保証をするものではありません。) 認証、設立申請相談等は、群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課(027-226-2176)のほか、NPO・ボランティアサロンぐんま(027-243-5118)にお問い合わせください。※詳しくは群馬県庁のHPでご確認ください。 なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。
Q1-21	補助事業期間完了日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には、補助金は支払われませんか。	公募要項、2. 補助対象者に記載があるように、補助対象者は、補助事業期間完了日までに、開業届け又は設立することが必要です。よって開業届け又は設立ができない場合は、要件を満たす者ではないと判断します。特に、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を2ヵ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持って手続きを行うようにしてください。 また、公募要項3. 補助対象事業に記載があるように、令和6年4月1日以降、起業支援金の補助事業期間完了日以前に新たに起業する事業であることが必要です。

Q1-22	現在、開業届を出さず個人で事業を行っているが、今回新たに開業届を提出します。そうした場合新たな起業としてこの補助金の対象となるか。	令和6年4月1日時点で、すでに行っている事業は、開業届の提出が令和6年4月1日以降であっても対象にはなりません。
Q1-23	既存企業の役員が個人として申請する場合、退任は必要ですか。	退任は必須ではありません。役員をしている既存企業の履歴事項全部証明書及び定款の提出が必要です。
Q1-24	法人が既存企業の中で新事業を行うのは対象ですか。	事業の多角化になりますので、対象外になります。
Q1-25	共同代表での設立は可能ですか。	可能です。
Q1-26	補助事業完了日までに、個人事業主の開業届の提出を税務署に行うが、たとえば、店舗の開店が補助事業完了日より後になる場合は、問題はありますか？	交付決定日から事業実施完了日までが補助金対象となります。事業を開始していない場合は、対象外になる場合もあります。お店の場合には開店して営業を開始していただくことが必要です。
Q1-27	現在、会社に勤めています。副業として事業を行いたいと考えていますが、応募できますか。	応募できますが、個人の場合は税務署への開業届、法人の場合は設立登記により確認させていただきます。
Q1-28	現在、地域おこし協力隊で働いていますが、応募は可能ですか。	地域おこし協力隊の方が起業・事業承継する場合で、市町村の特別交付税措置の対象となる場合は、起業支援金の補助対象外となります。詳細については、群馬県起業支援金窓口へお問合せください。
Q1-29	事業承継・第二創業の定義はなんですか。	事業承継は、代表者の交代を伴い、新たな事業へ取り組む場合です。 第二創業は、同一法人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組む場合です。
Q1-30	事業承継・第二創業する者の実施する事業でSociety5.0とはどのような事業ですか。	内閣府HPより抜粋。※詳細は内閣府HPをご参照ください。 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/ ※IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指しています。 ※Society 5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。
Q1-31	事業承継・第二創業する者の法人登記の所在地は、県外でもよいのですか。	県内に居住し、県内で法人の登記を行い、事業(Society5.0)を実施することとなります。

2. 補助対象事業について		A
Q2-1	同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国(独立行政法人を含む)の他の補助金の両方を利用しても構わないですか。	補助事業期間が異なる部分については、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。
Q2-2	同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。	本補助事業期間内に同一の事業計画で国(独立行政法人含む)の他の補助金、助成金の交付を受ける場合、起業支援金の補助対象外となります。
Q2-3	重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。	利用を予定する(利用している)他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とらないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。群馬県起業支援金及び重複利用にあたる補助金(国の補助金でないもの)の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してもらうこととなります。
Q2-4	個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。	対象となります。
Q2-5	自己資金のみの場合でも対象ですか。	対象となります。
3. 補助対象経費について		A
Q3-1	県内に本社は構えた上で、更に県外に店舗等を設ける場合、県外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。	県外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。店舗設置に伴う、許認可のために官公署へ支払われる費用も対象となりません。
Q3-2	設備費について、中古品は対象になりますか。	中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。
Q3-3	ソフトウェアの購入費は、補助対象になりますか？	「(様式第1・別紙1)事業計画書_2. 事業内容」に記載された事業のみに利用する特定業務用ソフトウェアに限り対象となります。家庭用・一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用については対象となりませんのでご注意ください。
Q3-4	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。	三親等以内の親族については、補助対象外です。
Q3-5	交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。	補助対象とはなりません。
Q3-6	外注費と委託費は何が違いますか。	本事業においては、外注費は請負契約のことを指し、業務の完遂が義務であり、委託費は準委任契約のことを指し、業務の遂行が義務となります。
Q3-7	公募要項(12)その他費用【対象とならない経費】の中に「事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。	例)宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具(鍋・包丁等)、膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン等が消耗品としての扱いとなります。

Q3-8	キッチンカーによる移動販売で起業する計画を立てています。キッチンカーは補助対象経費になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費は対象外経費になっていますので、キッチンカーを購入する費用は補助対象外になります。ただし、キッチンカーをリース・レンタルする費用は補助対象経費になります。なお、キッチンカーの製作費については、キッチンカーの外装工事・内装工事費用は補助対象経費になりますが、事業の目的と無関係の車両改造費は補助対象外経費です。 ・什器備品については、キッチンカーに固定して使用する調理器具等は補助対象経費になりますが、汎用性が高く対象事業以外にも使用可能な食器等や燃料費・タイヤ購入費等の経費は補助対象外経費です。なお、県内市町村において実施する「キッチンカー事業者支援補助金」や「テイクアウト等導入支援補助金」等との併用は出来ません。 	
Q3-9	ドライブレコーダーは補助対象経費になりますか？	ドライブレコーダーは、他の用途へ転用する可能性もあること及び、必ずしも必要とは言えないことから、ドライブレコーダーは補助対象外経費です。	
Q3-10	生産性の向上・機械損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)とは具体的にどのようなことが考えられますか。	キャッシュレス決済の導入、Web 予約システム、EC サイトによる販売等を想定している。その他、既存のツールを含むSNS やWeb サイトでの情報発信や、Wi-Fi 環境整備なども考えられる。	
4. 応募手続きについて		Q	A
Q4-1	同一人物が2事業(2社)の補助金申請はできますか	同一人での応募は1件とします。	
Q4-2	応募書類の提出方法を教えてください。	公募要項【提出必要書類】をご確認下さい。直接、起業支援金事務局へのご持参での受付(受取)は、行っておりません。	
Q4-3	応募書類に不足があった場合の連絡について	全ての書類が揃って、はじめて審査対象となります。原則、応募書類に不足があっても連絡はしておりませんので、書類を確認した上でご応募ください。	
Q4-4	補足説明資料が、A4判片面印刷10枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。	あります。10枚程度にまとめてください。また、A4判両面印刷・A3判印刷は不可になります。	
Q4-5	データの提出方法について教えてください。	公募要項【応募手続きの概要】をご確認ください。	
5. 審査・採択について		Q	A
Q5-1	事業計画書は公募要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。	審査項目の一つとなりますので、この着眼点を念頭において明確な記載をお願い致します。	
Q5-2	面接はありますか。	面接はありません。	
Q5-3	補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。	応募者全員(ご本人)に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。	
Q5-4	特定非営利活動法人、一般社団法人の審査基準を教えてください。	法人税法上の収益事業として実施することを前提に、個人事業や会社等と同様で、事業の社会性、事業性、必要性、デジタル技術の活用により評価します。	
Q5-5	採択者数は何人ですか。	I 新たに起業する者及びII 事業承継・第二創業する者、併せて10人程度となります。	

6. 補助金の交付について	Q	A
Q6-1	事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されるのですか。	補助事業の完了後、補助事業者は15日以内又は、翌年2月5日(但し土日の場合は、翌日等の月曜日)までに実績報告書を事務局に提出していただきます。事務局において、確定検査を実施し、事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額が確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の交付まで1～2ヵ月程度を要します。
7. 交付決定後の注意事項	Q	A
Q7-1	補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすれば良いのですか。	採択後に配布される様式により、事務局へ提出していただきます。
Q7-2	補助事業期間完了日が1月31日までなのに、なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。	国税・県税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。なお、その間は起業支援金事務局によるフォローアップ支援も受けられます。
8. その他	Q	A
Q8-1	産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援を受けておらず、確認書がありません。その場合は、応募資格はありませんか？	「新たに企業する者」の場合は、①市町村より「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」の発行を受けて下さい。②産業競争力強化法(創業支援等事業計画)に基づく支援については補助対象期間中までに(令和7年1月31日)受けて下さい。③「事業承継・第二創業する者」については、「起業支援金の申請に係る事業計画に対する確認書」は必要ありません。
Q8-2	本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか。	あります。本Q&Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。本補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Q&Aに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。後日、起業支援金事務局(群馬県産業支援機構)より採択者に配布される「補助金事務取扱説明書」を十分にご確認ください。不明な点は群馬県産業支援機構に、お問い合わせください。